

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の骨格（案）

<p>第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）</p>	
<p>第1章 計画の基本的事項</p>	<p>1 計画策定の趣旨と目的</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 区域の設定</p>
<p>第2章 障がいのある人の現状等</p>	<p>1 障がいのある人の現状</p> <p>2 サービス提供体制の現状と評価</p> <p>3 主なサービス提供基盤の整備状況</p>
<p>第3章 計画推進のための基本的事項</p>	<p>1 第7期障がい福祉計画推進の基本方針</p>
<p>第4章 計画推進のための具体的な取組</p>	<p>第1節 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>1 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>第2節 地域生活支援体制の充実</p> <p>1 相談支援体制・地域移行支援の充実</p> <p>2 サービス提供基盤の整備</p> <p>3 精神保健福祉・医療施策の充実</p> <p>4 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上</p> <p>第3節 自立と社会参加の促進</p> <p>1 障がい児支援の充実</p> <p>2 発達障がいのある人や医療的ケアが必要な在宅の障がいのある人等への支援</p> <p>3 就労支援施策の充実・強化</p> <p>第4節 バリアフリー社会の実現</p> <p>1 権利擁護の推進</p> <p>2 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</p> <p>3 安全確保に備えた地域づくりの推進</p>
<p>第5章 計画の推進管理</p>	<p>1 制度の円滑な推進</p> <p>2 計画の推進管理</p>
<p>第6章 令和8年度の成果目標</p>	<p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</p> <p>3 地域生活支援拠点の整備目標</p> <p>4 福祉施設から一般就労への移行目標</p> <p>5 障がい児支援の提供体制の整備目標</p> <p>6 医療的ケア児等支援に関する目標</p> <p>7 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>8 障害福祉サービス等の質の向上</p>

だい き ほつかいどうしやう しやきほんけいかく だい き ほつかいどうしやう ふくしけいかく どうごうあん  
第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）

だい しやう  
第7章 サービス量の見込みと基盤整備

- 1 サービス量の基本的な考え方  
きよじゆうけい
- 2 居住系サービス  
にちちゆうかつどうけい
- 3 日中活動系サービス  
ほうもんけい
- 4 訪問系サービス  
しょうがいじつうしよしえんどう
- 5 障害児通所支援等  
しょうがいじにゆうしよしせつ
- 6 障害児入所施設  
そうだんしえん
- 7 相談支援  
はったつしょうがいしやしえん
- 8 発達障害者支援センターによる支援  
ちいきせいかつしえんじぎやう どうじぎやう ひつようみこみりやう
- 9 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量  
ちいきせいかつしえんじぎやう しちやうそんじぎやう ひつようみこみりやう
- 10 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量  
けんいき りやう みこ
- 11 圏域ごとのサービス量の見込み